**平成２８年（フ）第１９５号**
鹿児島県鹿児島市三和町18番24―78号
債務者　菱刈　祐二
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第３３３号**
千葉県松戸市常盤平３丁目２番地の14　305号
債務者　鷲山　省三
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３４０号**
千葉県松戸市二ツ木713番地　新松戸ガーデンハウス102号
債務者　並木　保男
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第５５号**
茨城県日立市小木津町３丁目１番37―101号
債務者　永井　敦史
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２８年（フ）第５８号**
茨城県日立市多賀町４丁目６番２―205号
債務者　柴田　道隆
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２８年（フ）第３９６号**
広島市安佐南区祇園１丁目16番22―701号
債務者　白井　但朋
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４１３号**
広島市安佐南区緑井３丁目23番38―302号
債務者　加東麻衣子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４１８号**
広島市安佐南区大塚西６丁目10番１―315号
債務者　**誉**近香緒利
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１８４号**
大分市高城南町８番５号（堀ビル102）
債務者　阿南　良子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２５号**
大分県日田市下井手町18番地２　メゾン三芳201号
債務者　米田　里美
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２８年（フ）第３５号**
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町18番８―22号
債務者　加藤みのり
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２８年（フ）第６２号**
北海道小樽市信香町11番８号　水野アパート、前住所北海道小樽市若松１丁目９番13号
債務者　佐藤　憲子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第７２号**
北海道苫小牧市緑町１丁目１番３号　ハイツ友203号
債務者　佐藤　正志
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２８年（フ）第２４号**
秋田県由利本荘市西梵天145番地８　Ａ棟
債務者　渡辺　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２８年（フ）第４４号**
群馬県みどり市大間々町大間々257番地６
債務者　森　三枝子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２８年（フ）第１４６号**
新潟県燕市吉田法花堂1391番地10
債務者　勝山　　俊
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１７０号**
新潟市秋葉区子成場711番地
債務者　片岡　　昭
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１８２号**
新潟市南区上曲通435番地
債務者　原　　優
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部